

消防予第 116 号
平成 8 年 6 月 11 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の 期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書 の様式を定める件の一部改正について(通知)

平成 8 年 6 月 11 日付けで、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件(平成 8 年消防庁告示第 4 号)が公布され、公布の日から施行することとされた。

今回の改正は、点検が適正に実施されていると認められる場合には、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく消防用設備等の点検の結果についての報告書に添付することとされている書類について、簡素化することを目的として行われたものである。

貴職におかれては、下記事項に留意され、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1 改正の主旨

点検の結果の報告は、消防用設備等点検結果報告書に、消防用設備等の種類等に応じ点検票を添付して行うものとされているが、今回の改正により、消防長又は消防署長が適当と認める場合にあっては、今回新たに規定された別記様式第 2 の点検結果総括表及び別記様式第 3 の消防用設備等点検者一覧表を添付することをもって足りることとされたこと。

2 施行期日等

(1) この告示は、公布の日から施行することとされたこと。

(2) この告示による改正後の「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(昭和 50 年消防庁告示第 3 号。以下「告示」という。)別記様式第 1 に規定する様式は、平成 9 年 4 月 1 日までの間は、なお従前の例によることができることとされたこと。

3 運用上の留意事項

(1) 改正後の告示第 4 ただし書の規定の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 点検済表示制度(「消防用設備等点検済表示制度について」(平成 8 年 4 月 5 日付け消防予第 61 号。以下「61 号通知」という。))により運用される点検済表示制度をいう。)が活用されている消防用設備等については、個々の消防用設備等の所定の位置に点検済票が貼付されていることにより、点検が確実に行われていることを確認すること。

なお、これ以外のものについては、消防用設備等に係る維持台帳の記録、点検結果報告書の記録、査察時等に指摘された違反や不良箇所の記録等により確認すること。

イ 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく報告が行われていること。

ウ 防火対象物に消防法令上の違反がないこと。

(2) 告示別記様式第 2 中「点検実施責任者」の欄には、点検済表示制度が活用されている消防用設備等については、各都道府県の消防設備に係る保守協会が付与する登録会員番号及び当該登録会員の責任者の氏名を記載するものであること。

4 61 号通知の一部改正について

略